

養老町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

1 経 緯

道路運送法が令和5年10月1日に一部改正されたことにより、これまで、養老町地域公共交通会議（以下「交通会議」という）で協議していた「路線バスの運賃に関する事項」について、今後は新たに協議会を設置し、協議する必要がある。

2 主な改正内容

(1) 運賃協議会の設置

① 協議事項

路線バス（綾里養北線）の運賃に関する事項

② 構 成 員

- 1) 町長又はその指名する者
- 2) 当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- 3) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- 4) 住民又は利用者の代表

③ 協議の進め方

- 1) 交通会議 路線バスの事業計画（運行ルートや区域の変更）等について協議・承認
↓
- 2) 意見募集 町ホームページにて、交通会議にて承認された路線バスに係る「運賃」について意見募集
↓
- 3) 運賃協議会 運賃について協議・承認
↓
- 4) 報 告 運賃協議会において協議が調った内容を交通会議に報告

3 施行日 令和6年2月21日（水）

4 運賃協議会の開催予定

- (1) 日 時 令和6年2月26日（月）
- (2) 開催方法 書面開催
- (3) 議 題 名阪近鉄バス一日乗車券に係る運賃の設定について

道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)

道路運送法（昭和26年法律第183号）

【旧】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【新】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該乗合事業者のみが参加

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

改正後の地域公共交通会議

地域公共交通会議		地域公共交通会議	
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)	根拠	道路運送法施行規則 (第1条の2)
主な協議事項	・乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する 事項 等	主な協議事項	・乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) ・自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する 事項 等
	対象		バス、タクシー、自家用有償旅客 運送
構成員	市町村又は都道府県	構成員	変更なし
	一般旅客自動車運送事業者及びそ の組織する団体		
	住民又は旅客		
	運輸局		
	事業者の運転者組織		
	道路管理者		
	都道府県警察		
学識経験者その他地域公共交通会 議の運営上必要と認められる者			

法第9条第4項の協議会 (協議運賃)	
根拠	道路運送法 (第9条第4項)
協議事項	運賃・料金等に関する事項
対象	一般乗合旅客運送
構成員	市町村又は都道府県
	運賃等を定めようとする一般乗合旅客 自動車運送事業者
	運輸局
	関係住民の意見を代表する者として指 名する者

養老町地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
○養老町地域公共交通会議設置要綱 平成20年養老町告示第65号 (設置) 第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく<u>地域公共交通計画</u>(以下「<u>交通計画</u>」という。)の作成及び実施に関する協議等、及び地域交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号)第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画(以下「<u>維持改善計画</u>」という。)の作成に関する協議をするため、養老町地域公共交通会議(以下「<u>交通会議</u>」という。)を設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1)及び(2) (略) (3) <u>交通計画</u>及び維持改善計画の策定及び変更の協議に関する事項 (4) <u>交通計画</u>及び維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (5) <u>交通計画</u>及び維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項 (6) (略)	○養老町地域公共交通会議設置要綱 平成20年養老町告示第65号 (設置) 第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>形成計画</u>」という。)の作成及び実施に関する協議等、及び地域交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号)第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画(以下「<u>維持改善計画</u>」という。)の作成に関する協議をするため、養老町地域公共交通会議(以下「<u>交通会議</u>」という。)を設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1)及び(2) (略) (3) <u>形成計画</u>及び維持改善計画の策定及び変更の協議に関する事項 (4) <u>形成計画</u>及び維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (5) <u>形成計画</u>及び維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項 (6) (略)

<u>(運賃協議会)</u>	
<u>第7条 交通会議は、地域の実情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項を処理するため、運賃協議会を置くことができる。</u>	
<u>2 運賃協議会の委員は、第3条に規定する構成員の中から、以下の者を会長が指名する。</u>	
<u>(1) 町長又はその指名する者</u>	
<u>(2) 当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者</u>	
<u>(3) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者</u>	
<u>(4) 住民又は利用者の代表</u>	
<u>3 前項に掲げる委員のほか、他の市町への乗り入れ等に伴う運賃を協議する場合、関連する市町の職員を運賃協議会の委員とすることができる。</u>	
<u>4 運賃協議会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。</u>	
(謝金)	
第8条 (略)	
(庶務)	
第9条 (略)	
(その他)	
第10条 (略)	
別表 (第3条関係)	
交通会議委員	
国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者 岐阜県都市建築部都市公園・交通局公共交通課長又はその指名する者 関係する道路管理者又はその指名する者	

(新設)	
(謝金)	
第7条 (略)	
(庶務)	
第8条 (略)	
(その他)	
第9条 (略)	
別表 (第3条関係)	
交通会議委員	
国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者 岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課長又はその指名する者 関係する道路管理者又はその指名する者	

関係する警察署長又はその指名する者

学識経験者

関係する公共交通事業者

関係する一般旅客自動車運送事業者団体

関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する
団体

町民代表者

町長又はその指名する者

関係する警察署長又はその指名する者

学識経験者

関係する公共交通事業者

関係する一般旅客自動車運送事業者団体

関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する
団体

町民代表者

町長又はその指名する者

○養老町地域公共交通会議設置要綱

平成20年 7 月29日

告示第65号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議等、及び地域交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「維持改善計画」という。）の作成に関する協議をするため、養老町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町の公共交通政策の推進に関すること。
- (2) 具体的な路線等に係る運行の確保に関する計画についての調整に関すること。
- (3) 交通計画及び維持改善計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 交通計画及び維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通計画及び維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(交通会議の構成)

第3条 交通会議の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 交通会議に会長を置き、養老町長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者にその職務を代理させることができる。

(会議)

第4条 交通会議の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 交通会議の議長は、会長が行う。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、あらかじめ委任状（別記様式）の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 6 交通会議の会議は、原則として公開とする。
- 7 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の内容を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第6条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とす

る。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(運賃協議会)

第7条 交通会議は、地域の実情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項を処理するため、運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会の委員は、第3条に規定する構成員の中から、以下の者を会長が指名する。

(1) 町長又はその指名する者

(2) 当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者

(4) 住民又は利用者の代表

3 前項に掲げる委員のほか、他の市町への乗り入れ等に伴う運賃を協議する場合、関連する市町の職員を運賃協議会の委員とすることができる。

4 運賃協議会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(謝金)

第8条 委員等が会議に出席したときは、謝金を支給することができる。

2 前項に規定する謝金の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、産業建設部建設課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日告示第57号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月6日告示第12号）

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。

附 則（令和6年2月 日告示第 号）

この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

別表（第3条関係）

交通会議委員

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
岐阜県都市建築部都市公園・ <u>交通局</u> 公共交通課長又はその指名する者
関係する道路管理者又はその指名する者
関係する警察署長又はその指名する者
学識経験者
関係する公共交通事業者
関係する一般旅客自動車運送事業者団体
関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
町民代表者
町長又はその指名する者

別記様式(第4条関係)

年 月 日

養老町地域公共交通会議議長 様

所在地
団体名
団体の長

印

委 任 状

年 月 日に開催する養老町地域公共交通会議における議事の審議については、審議に係る私の権限の全てを次の者に委任します。

1 委任される者の氏名 _____

2 委任される者の所属・役職 _____

別記様式（第4条関係）

別記様式(第4条関係)

年 月 日

養老町地域公共交通会議議長 様

所在地
団体名
団体の長
(署名又は記名押印) 印

委 任 状

年 月 日に開催する養老町地域公共交通会議における議事の審議については、審議に係る私の権限の全てを次の者に委任します。

- 1 委任される者の氏名 _____
- 2 委任される者の所属・役職 _____